

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

瑞穂市商工会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、瑞穂市が策定した瑞穂市地域防災計画やハザードマップを基に現状分析を行うとともに感染症に対する影響についてもリスクを予測する。

1) 地理条件

位 置

瑞穂市は、濃尾平野の北西部、岐阜県の南西部に位置し、県都岐阜市と大垣市に挟まれた東西約 5.5 km、南北約 6.5 km、総面積 28.19 km²の平坦地である。

東西に国道 21 号や JR 東海道本線が横断し、JR 穂積駅から中京圏の中心名古屋まで約 30 分と近く、東京や大阪へも日帰りで往復できる交通至便の位置にある。

地形、地質

主に長良川・根尾川によってできた扇状地帯で、また、揖斐川や長良川をはじめ、犀川や五六川など 18 本の一級河川が流れ、北西より東南に緩やかに傾斜している低湿平坦な地帯である。

地質は沖積層で、上流は粒子が荒く砂利混ざりで、下流は砂・シルト・粘土の混和・堆積した肥沃な土地である。

2) 気象条件

瑞穂市の気象は一般にいう太平洋気候に属し、夏は南東の季節風の影響を受け温暖多湿であり、冬は北西の季節風並びに伊吹おろしの影響を受け、気温は低い、積雪はあまり多くない。年間降雨量は 2,000 mm 近くに達し、6 月、7 月、9 月が多い。

3) 災害条件

瑞穂市においては、地理的条件等から風水害による被害が大きい、原因別の災害の概要及び将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

(水 害)

瑞穂市の地勢条件から各河川の堤防、護岸の決壊、溢水等による家屋の流失並びに浸水が発生することが予想される。

(震 災)

瑞穂市における地震による大規模な被害は、濃尾大震災のみであるが、他の災害と異なり発生予知あるいは直接的な予防が困難であるので、もし大規模な地震が発生すれば、家屋が密集し危険物施設が点在している現在においては、濃尾大震災以上の被害が予想される。

近年、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの広大な地域を震源とする南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている。内陸型地震においては、平成7年に発生した兵庫県南部地震、平成16年に発生した新潟中越地震、平成28年に発生した熊本地震のような活断層に沿った地震の発生が懸念されている。本市域には活断層の存在は確認されていないが、市の南西方向には関ヶ原・養老断層系が走行しており、地震発生に備え住宅等が密集している地域を中心に震災対策の整備が必要である。

(感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

4) 過去の自然災害の被害状況

・昭和35年8月洪水(台風11号、台風12号)

台風11号および台風12号が8月11日、12日に相次いで高知県室戸岬に上陸。長良川中上流域では11、12日で雨量200mm～400mmの豪雨となり、美濃では13日午前9時に警戒水水位を3.7m上回りこれまで最大の伊勢湾台風時の洪水水位とほぼ同水位の6.9mの水位を記録した。また、下流の忠節では13日正午には5.7mに達し、伊勢湾台風時の5.5mの水位を上回る最高水位となった。この出水により、関市保戸島、岐阜市芥見地区で破堤氾濫した。

・昭和36年6月洪水(梅雨前線豪雨)

梅雨前線の北上に伴い6月24日より強く降り始めた雨は、28日までの総雨量が長良川中上流域で約460mmに達する豪雨となった。美濃市では27日午後3時に警戒水位を大きく上回る5.8mの水位となり、関市保戸島では昭和34年、35年に続き破堤氾濫した。



昭和36年6月当時の穂積町 (瑞穂市「防災読本」より)

・昭和51年9月洪水(台風17号と豪雨)

台風17号と関東から四国に停滞する前線により、9月8日午後から14日朝にかけて県西部で断続的かつ長時間にわたり大雨が続いた。総雨量は大日岳1,175mm、八幡1,091mm、白鳥909mm、美濃840mmなど記録的な豪雨となり、長良川中上流域では武儀川をはじめ多くの河川が氾濫、各所で浸水被害が生じた。岐阜でも8日夜に時間雨量92.5mmの強い雨が降り、12日には、安八町地先の長良川本流堤防が破堤する大水害となった。



昭和51年9月当時の穂積町



	6日以上浸水
	2～6日浸水
	2日以内浸水
	滞水部 (期間不詳)
	浸水標識設置箇所・ 浸水深(cm)

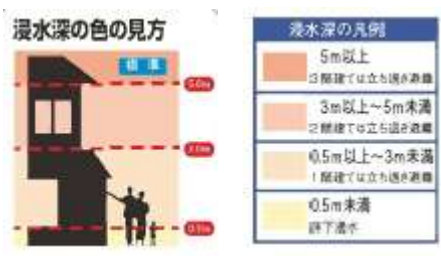


(瑞穂市「防災読本」より)

5) 今後想定される自然災害
(水害)

瑞穂市は長良川、揖斐川、根尾川といった大河川に囲まれており、市内は低地で中小河川が複数流れている。また、巨大な堤防と輪中堤に囲まれているという地形から、洪水時には大きな被害が発生するおそれがある。

洪水浸水想定区域 (想定最大規模)



(瑞穂市「防災読本」より)

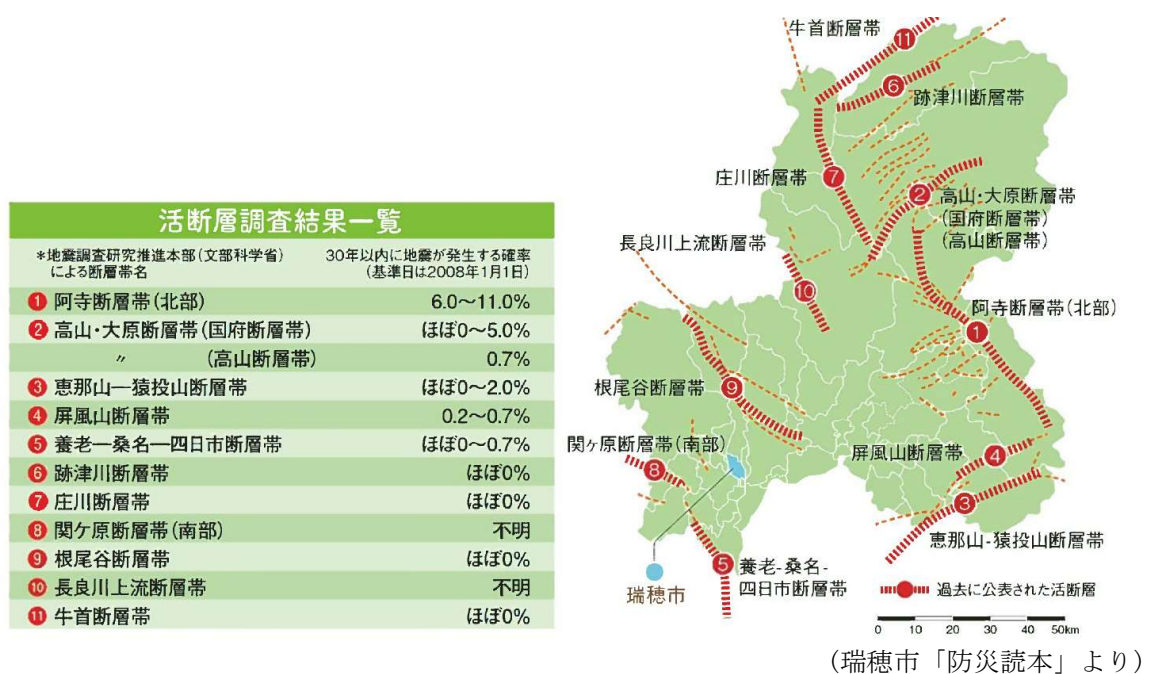
洪水浸水想定最大規模

河川名	水防法の規定により指定された想定し得る降雨	想定される浸水深
揖斐川	揖斐川流域の2日間総雨量667mm	5m以上
根尾川	揖斐川流域の2日間総雨量667mm	3m以上～5m未満
長良川	長良川流域の12時間総雨量421mm	5m以上
犀川	犀川流域の24時間総雨量836mm	3m以上～5m未満
五六川	五六川流域の24時間総雨量836mm	3m以上～5m未満
糸貫川	糸貫川流域の24時間総雨量836mm	3m以上～5m未満
中川	中川流域の24時間総雨量836mm	3m以上～5m未満
天王川	天王川流域の24時間総雨量836mm	3m以上～5m未満
伊自良川	伊自良川流域の6時間総雨量430mm	3m以上～5m未満

(地震)

・岐阜県の主な活断層

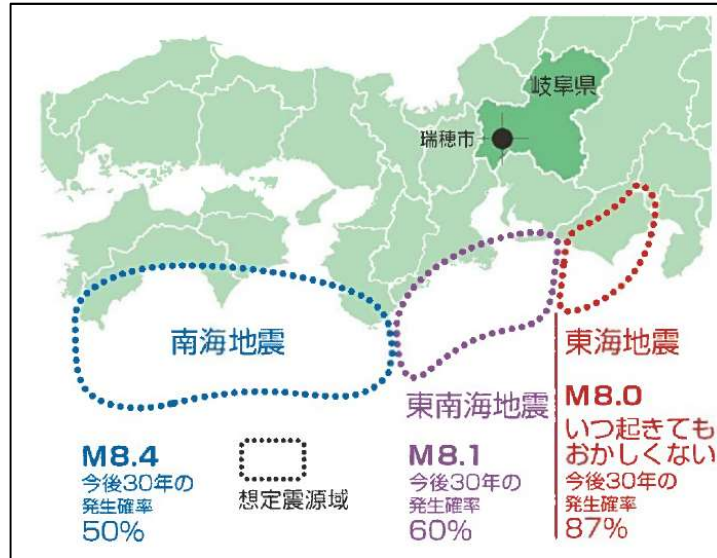
岐阜県には、内陸型地震の原因となる活断層が分かっているだけでも約100あり、全国で最も活断層が密集している地域の一つといわれている。



・南海トラフ巨大地震

四国から東海にかけての海域では、ほぼ100年から150年に一度、大規模な地震が繰り返し起こっている。1707年の宝永地震(M8.4)や1854年の安政東海地震(M8.4)、安政南海地震(M8.4)の際には、東海地震・東南海地震・

南海地震の震源域で地震が発生し、県南部を中心に大きな被害が発生。しかし、その後、1944年の東南海地震(M7.9)、1946年の南海地震(M8.0)の際には、東南海地震・南海地震の震源域でしか発生しておらず、東海地震の震源域に関しては前回の1854年の発生以来、すでに150年以上が経過しており、いつ東海地震が起こってもおかしくない状況にある。



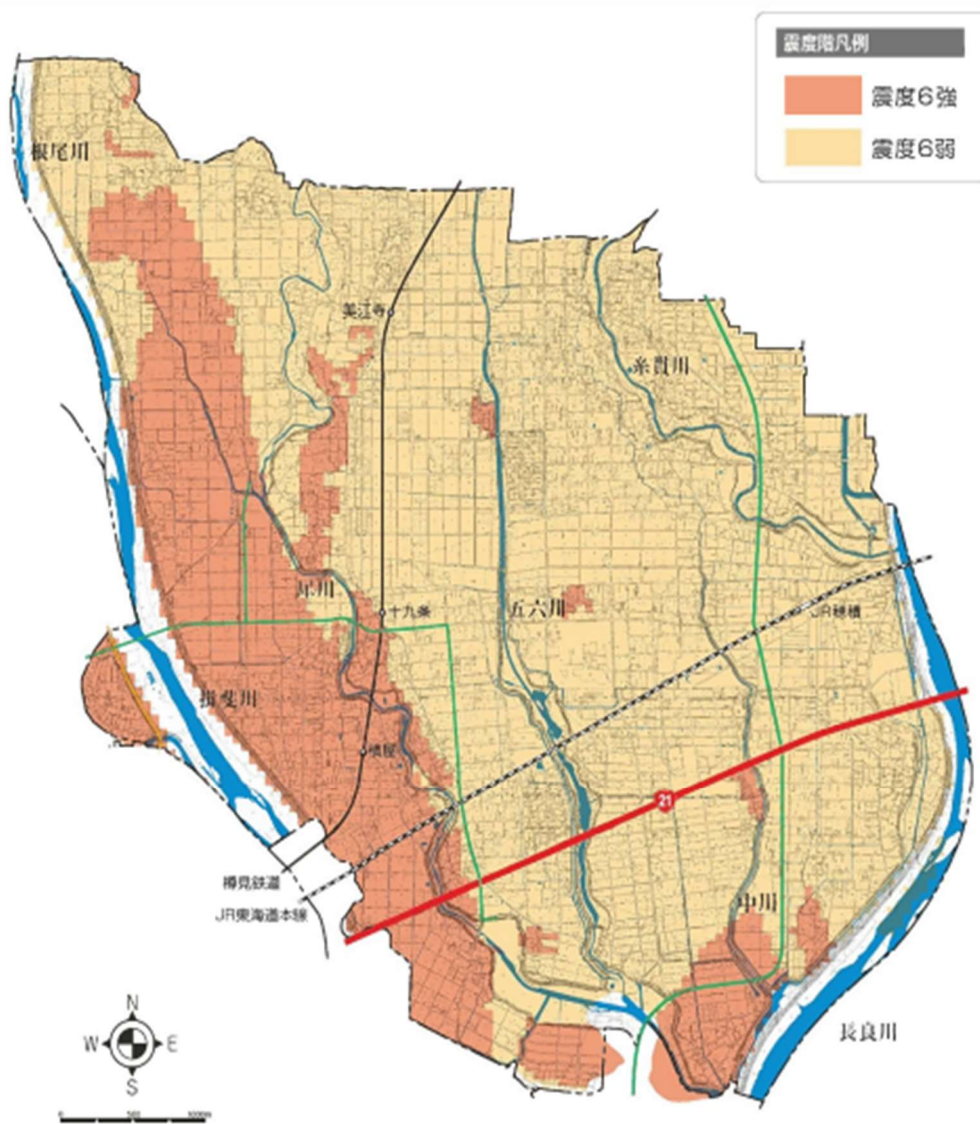
(瑞穂市「防災読本」より)

・ 瑞穂市における地震による被害想定

想定される地震	震度階の 最大値	建物被害 (全壊)	建物被害 (半壊)	死者 (推定最大)	負傷者 (推定最大)	重症者 (推定最大)	要救出者 (推定最大)	避難者数	帰宅 困難者数
南海トラフ	6弱	1,059棟	2,380棟	13人	252人	23人	67人	5,905人	259人
養老一桑名一四日市断層帯地震	6強	2,434棟	3,766棟	98人	782人	173人	513人	11,399人	—
阿寺断層系地震	5強	59棟	166棟	0人	15人	0人	0人	367人	—
跡津川断層地震	5強	162棟	434棟	0人	40人	1人	3人	989人	—
高山・大原断層帯地震	5強	110棟	277棟	0人	21人	0人	0人	646人	—

平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

- ・瑞穂市の揺れやすさマップ(地震の中で一番大きな影響があると予想される養老—桑名—四日市断層帯による内陸型地震が発生した場合の地域の予想震度)



(瑞穂市「防災読本」より)

(2) 商工業者の状況 (平成28年経済センサス)

事業所数 1,726事業所
従業者数 16,518人
小規模事業者数 1,317事業所
(内 訳)

	事業所数	従業者数
卸売業, 小売業	416	3,993
製造業	233	4,144
宿泊業, 飲食サービス業	202	1,523
建設業	186	1,144
生活関連サービス業, 娯楽業	162	641
不動産業, 物品賃貸業	146	445
医療, 福祉	123	1,647
学術研究, 専門・技術サービス業	70	228
教育, 学習支援業	65	717
運輸業, 郵便業	64	1,436
金融業, 保険業	33	365
その他の業種	26	235

- ・瑞穂市の総生産は1,622億円で県の2.1%、県内13位である。
- ・産業構造は、第2次産業が33%、第3次産業が66%を占め製造業、不動産業、運輸業の割合が高いことが特徴である。
- ・従業者数は、製造業が4,144人で23.1%と最も多くを占める。次いで卸・小売業が3,993人で22.3%と多い。

立 地

- ・製造業は十七条地区、別府地区、野白新田地区に多く立地している。そのうち別府地区、野白新田地区は浸水エリアに位置している。
- ・国道21号、県道北方・多度線の沿線には多くの商業施設が立地しているが、ほとんどの区域が浸水エリアに位置している。
- ・市南部は、ほぼ浸水エリアに入っており、物流や運送業の要となる道路交通に支障をきたす恐れがある。

(3) これまでの取り組み

1) 瑞穂市の取り組み

- ・瑞穂市新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成26年10月作成)
- ・瑞穂市防災会議
(平成30年3月26日・平成27年3月6日・平成24年2月9日)
- ・防災訓練の実施 (令和元年11月10日)
- ・防災計画の策定 (平成30年3月改定)

- ・瑞穂市防災読本（平成31年3月作成）
- ・瑞穂市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱（令和2年4月1日施行）
- ・瑞穂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
（令和3年1月12日現在29回対策会議を開催）
- ・防災備品の備蓄

種別	備蓄品詳細		単位	計
主食	アルファ化米		食	20,800
主食	カロリーメイト	1箱2個入	食	15,840
水	保存飲料水	500ml	本	20,112
毛布	毛布		枚	3,681
土のう	土のう袋	吸水土のうも含む	枚	43,720
感染症対策	使い捨てマスク		枚	30,000
	手指消毒液	1ℓ	本	280
	感染防護服一式	がウ、手袋	式	200
	パーティション	テント式	式	100
	パーティション	ダンボール式	式	250

2) 瑞穂市商工会の取り組み

防災意識を高めるため、平成25年に「地域の防災力を高めよう過去の災害現場から」をテーマに講演会を開催。平成26年からは総会時に防災用品を配布した。

- ・平成25年 NPO法人レスキューストックヤード 栗田代表理事 講演会
- ・平成26年 非常持出リック 110個配布
- ・平成27年 救急セット・イシイ非常食セット 各115個配布
- ・平成28年 非常持出リック・スペースブランケット 各120個配布
- ・平成29年 1日セットライト 120個配布
- ・平成30年 災害緊急トイレセット固まるくん・災害用ウェットティッシュ 各130個配布
- ・令和元年 レスキューフーズコンパクトセット 120個配布
事業継続力強化計画策定ワークショップへの職員参加
「事業継続力強化計画」認定制度チラシ 全会員に配布

II 課題

〔課題1〕 市内事業者の自然災害や感染症などに対する危機意識の醸成並びに事業継続意識の向上に向けた啓発活動

瑞穂市地区内の事業者は防災・減災に対する問題意識が低く、事業継続支援を進めていくうえで事業者の意識改革を講じていく必要がある。また、取引会社との供給責任や従業員の人命、雇用を守るために早期に事業復旧を図る事が大切だと認識している事業者でも防災・減災に対するノウハウがなく具体的に何から始めればよいのか分からないのが現状である。感染症対策においても予防接種の重要性や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄などの対策がなされていないのが現状であることから、危機意識の醸成並びに事業継続意識の向上に向けた啓発活動を第一の課題として設定する。

〔課題2〕 個社に合わせたハンズオンによる事業者BCP策定とその実行支援

事業所在地、事業規模、製品製造内容(サプライチェーンの形成)によって想定される経営環境が事業所ごとに大きく異なり、影響を受けるリスクの度合いに違いがあるため、災害リスクに応じた防災意識の定着と、事情に沿ったオーダーメイド型の事業者BCPの策定支援が必要となる。この支援は講習会等だけによる画一的な支援活動では対応しきれないため、ハンズオン(個社支援)による事業者BCP策定支援とその実行支援を重点的に実施する必要がある。

〔課題3〕 商工会職員の自然災害・感染症などに対する事業継続支援スキルの向上と支援経験の確保

事業者にとって有効な事業継続に向けた対策を支援するには、商工会職員の事業継続支援に対する一定の知識と経験の習熟が必要である。スキル向上に向けて職員向けの事業者BCP研修会や、支援経験を有する職員によるOJT活動、市の防災担当職員からの災害リスクなどに関する知識習得を図っていく。また、リスクファイナンスへの対応として保険会社などと連携した保険・共済などの知識習得を図っていく必要がある。

〔課題4〕 商工会BCPの運用と防災・減災並びに新型感染症予防・対応対策の徹底

事業者の事業継続を支援するに当たって、災害発生時には商工会活動の早期復旧を図る必要がある。そのためには、商工会自身のBCPの継続的かつ着実な遂行が必要である。また緊急時の取り組みについて各職員が円滑な支援活動を展開するため、具体的な体制やマニュアルを整備する必要がある。

〔課題5〕 災害発生時における瑞穂市との連携強化

瑞穂市の「瑞穂市地域防災計画」における「瑞穂市商工会における事務又は業務の大綱」では

①瑞穂市災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力

②災害時における物価安定についての協力

③救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、斡旋

と災害時に果たすべき業務が示されているが、現状は取り組みについて具体的な協力体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。

Ⅲ 目 標

自然災害や感染症その他の異常な現象に直接又は間接に起因するリスクに小規模事業者が直面しても事業者が経済活動を機能不全に陥らせない事を目標とする。

課 題	定 性 目 標	定 量 目 標
1. 市内事業者の自然災害や新型コロナウイルスなどに対する危機意識の醸成並びに事業継続意識の向上に向けた啓発活動	管内小規模事業者の自然災害・新型コロナウイルスなどへの危機意識の醸成と事業継続意識の強化	・事業継続に関わる巡回指導件数 年36回 ・事業者BCPセミナーの開催年1回10社
2. 個社に合わせたハンズオンによる事業者BCP策定とその実効支援	地域内事業者の事業継続能力抜本強化	・事業者策定BCP支援年6社 ・フォローアップ支援回数2年目以降24回(指導員1名につき2件×4年)
3. 商工会職員の自然災害・新型コロナウイルスなどに対する事業継続支援スキルの向上と支援経験の確保	自然災害・新型コロナウイルスなどに対する地域のリスクアドバイザーとしての定着	・岐阜県商工会連合会、保険会社開催の勉強会への参加年1回
4. 商工会BCPの運用と防災・減災並びに新型コロナウイルス予防・対応対策の徹底	自然災害・新型コロナウイルスなどに際しても迅速な商工会復旧ができる体制の構築	・身近に発生した災害を事例に商工会BCPの定期的な見直しを図る年1回
5. 瑞穂市と商工会の事業継続にかかる連携強化	自然災害・新型コロナウイルスなどにおいても連携により盤石な事業継続支援ができる体制の整備	・瑞穂市担当部局との連絡会議 年1回

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本計画の実行主体となる瑞穂市商工会と瑞穂市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 「瑞穂市地域防災計画」「瑞穂市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく瑞穂市との協議並びに実施体制の確立。商工業関係の被害調査方法や被害額の算定方法、ヒアリング項目、融資斡旋に対する支援方法について協議し、自然災害発災時や感染症発生時に素早く対応できるよう事務局体制をマニュアル化する。

2) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

ア) 浸水想定エリアなど自然災害のリスクが高いと想定される事業者を絞り込み、優先的に巡回し災害リスクの啓発を行う。

イ) 巡回又は窓口相談対応時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。また、事業者BCPの策定による実効性のある対策の取り組みについて指導及び助言を行う。

ウ) これまでの取り組みとして実施してきた防災用品を引き続き会員に配布するとともに、年度初めに開催する瑞穂市商工会総会においてBCPの重要性を知って頂くために講演会を行う。

エ) 青年部・女性部、業種別部会、青色申告会等委託団体の総会・役員会においてBCP作成の重要性について説明を行う。

オ) 会報やホームページ等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行い啓蒙を図る。

カ) 事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者BCP未作成の事業者を対象に普及啓発セミナーを開催、事業者の防災・減災意識の向上を図る。

キ) 事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者BCPを策定するための個別

相談会を開催、実効性がある効果的な防災・減災対策への促進を行う。

ク) 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

ケ) 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

コ) 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

3) 瑞穂市商工会事業継続計画は令和3年2月策定済(別添)

4) 関係団体等との連携

ア) 災害発生時においてスムーズな金融サポート窓口が開設できるよう市内金融機関との協力体制の構築を図る。

イ) 職員の支援能力向上の為、日本政策金融公庫・損害保険会社との連携を強化し、被災時に利用できる融資制度や損害保険商品等についてノウハウの習熟を図る。

5) フォローアップ

ア) 巡回、窓口相談のおりBCPの取組み状況を確認。必要に応じて専門家派遣を行う。

イ) 瑞穂市の担当課と事業者BCP作成状況の共有化に努めるとともに、小規模事業者の課題が解決できるよう改善や支援等について毎年1回協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。その後、下記の手順に

て地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後30分以内に携帯電話又はSNSにて職員の安否確認を行う。
 - ①本人・家族の被災状況
 - ②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
 - ③出勤可能か
 - ④出勤手段等
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、瑞穂市感染症対策本部の指示に基づき当会の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・瑞穂市商工会と瑞穂市の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。大規模な被害の有無など、経済被害の規模感を把握し発災後24時間程度を目処に情報を共有する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身のみがまず安全を確保し、警報解除後に出勤する

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

連絡の時期	連絡回数
発災後～3日目	1日に4回共有する
3日目～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

瑞穂市との連絡窓口

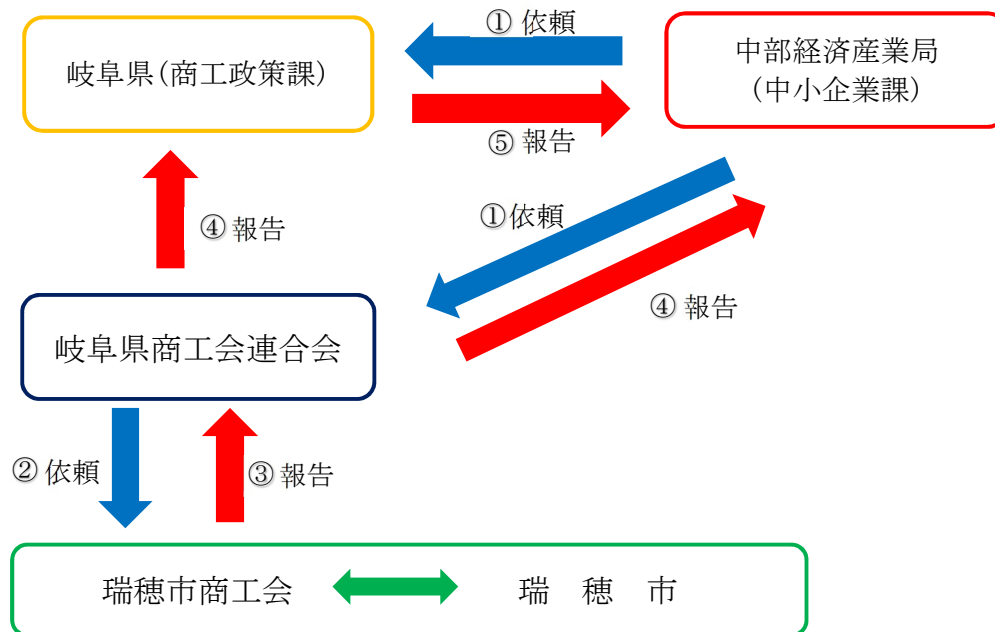
団 体 名	連 絡 窓 口	
	第 1 順 位	第 2 順 位
瑞 穂 市	商工農政観光課長	商工農政観光課 課長補佐
瑞穂市商工会	事務局長	法定経営指導員

< 3. 発災時における連絡体制 >

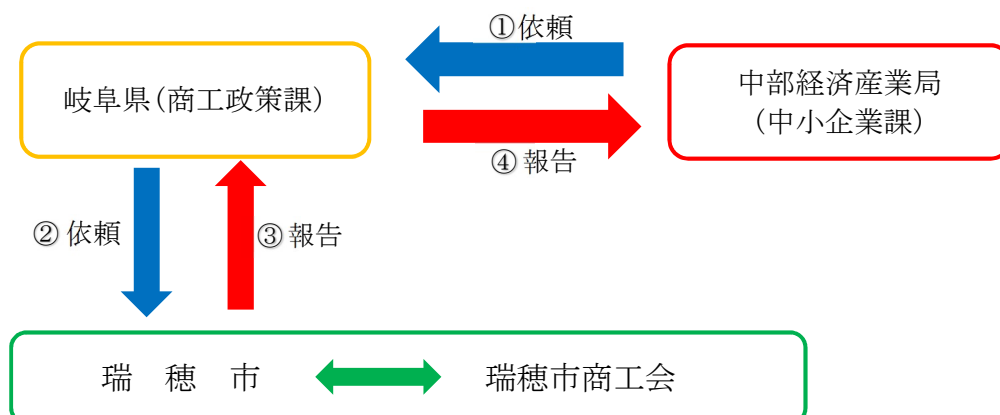
- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて瑞穂市と事前に決めておく。
- ・ 当会と瑞穂市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 被害状況を確認した状況を取りまとめ瑞穂市並びに岐阜県商工会連合会に報告する。

< 被害情報の報告の流れ >

【初動対応時における被害報告の流れ(発災後24時間程度を目途)】



【被害実態の把握時における被害報告の流れ(指定日時)】



< 4. 応急対策時の瑞穂市内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、瑞穂市と相談する。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 瑞穂市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、瑞穂市内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 瑞穂市内小規模事業者に対する復興支援 >

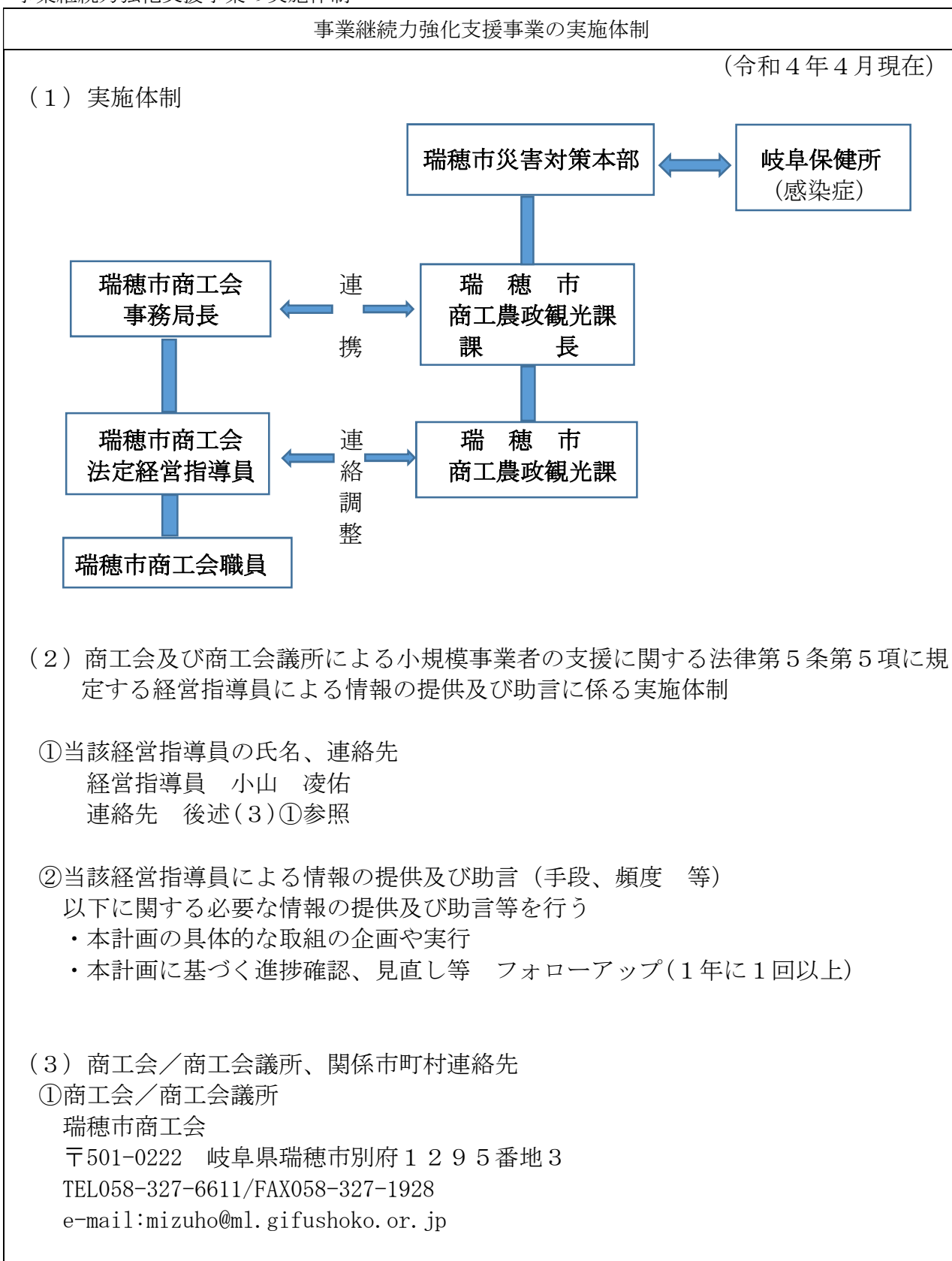
- ・ 県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・ 国、県、市の施策・支援情報をすみやかに発信する。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県商工会連合会に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

瑞穂市 都市整備部 商工農政観光課
〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田300番地2
TEL058-327-2103/FAX058-327-2120
e-mail : syoukounou@city.mizuho.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	530	530	570	570	600
講演会開催費	70	70	70	70	70
専門家派遣費	60	60	100	100	130
防災、感染症対策	400	400	400	400	400

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、瑞穂市補助金、岐阜県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等